

{その1}

収 支 報 告 書

令和6年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) ぜいりしによるきかわだひとしこうえんかい
 税理士による黄川田仁志後援会

2 主たる事務所の所在地 埼玉県八潮市大瀬6-1-28 福岡ビル4F

3 代表者の氏名 原 寿基

4 会計責任者の氏名 猪股 重人

事務担当者の氏名 猪股 重人

(電話) 048-972-4035

(電話)

(電話)



政治団体の区分

政 党
 政 党 の 支 部
 政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 黄川田 仁志

公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

告示用コード
100380

団体コード
212317

収受	入力	枚数	
飯家		14	0

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				2	5	4	8	0	0	0
(前年からの繰越額)				1	6	1	6	8	9	3
(本年の収入額)					9	3	1	1	0	7
支 出 総 額				1	5	2	4	4	1	6
翌年への繰越額				1	0	2	3	5	8	4

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額					3	7	5	0	0	0
員 数									7	5 [^]

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額						備 考		
(7) 個人からの寄附				2	0	0	0	0	
(うち特定寄附)								0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附								0	
(ウ) 政治団体からの寄附				1	4	0	0	0	0
小計 (7) + (イ) + (ウ)				1	6	0	0	0	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)								0	
イ 政党匿名寄附								0	
合計 (ア + イ)				1	6	0	0	0	0

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額				備 考
	十 百	万	千	円	
1 経 常 経 費					
(1) 人 件 費				0	
(2) 光 熱 水 費				0	
(3) 備 品 消 耗 品 費				0	
(4) 事 務 所 費			2 0	0 0 0	
小 計			2 0	0 0 0	
2 政 治 活 動 費					
(1) 組 織 活 動 費		1	1 9 6	8 8 6	
(2) 選 挙 関 係 費			3 0 3	9 0 0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費				0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				0	
イ 宣 伝 事 業 費				0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費				0	
エ そ の 他 の 事 業 費				0	
(4) 調 査 研 究 費				0	
(5) 寄 附 交 付 金				0	
(6) そ の 他 の 経 費			3	6 3 0	
小 計		1	5 0 4	4 1 6	
合 計		1	5 2 4	4 1 6	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分			1.組織活動費		(組織活動費)				
行番号	支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		備考				
		十位	百万	千	円								
1	定期総会会場使用料			1	5	9	0	0	R6/3/22	公益財団法人越谷市施設管理公社	越谷市増林2丁目33番地(総合体育館内)		
2	定期総会 ツボ花代 配送料			1	0	5	0	0	R6/3/22	有限会社四季フラワー	埼玉県越谷市東越谷1-1-12		
3	レセプションアテンダント代			7	5	0	0	0	R6/3/22	如月	東京都中央区銀座1-22-11銀座大竹ビジネス2階		
4	紅白饅頭手土産代			2	2	4	0	0	R6/3/22	株式会社伊勢屋	埼玉県越谷市越ヶ谷1-3-12		
5	懇親会会場費及び飲食代			4	6	3	9	2	0	R6/3/22	東武食品サービス㈱	越谷市南越谷1-2876-1	
6	データ作成料			4	6	2	0	0	R6/4/26	有限会社雅堂	越谷市南越谷4-7-11		
7	講演料			2	0	0	0	0	R6/6/27	田内学	東京都港区赤坂6-19-36-101		
8	源泉所得税			2	2	7	4	1	R6/7/2	越谷税務署	埼玉県越谷市赤山町5丁目7番47号		
9	会場費、プロジェクター使用料他			3	6	9	0	5	R6/7/1	東武食品サービス株式会社	埼玉県越谷市南越谷1-2876-1		
10	懇親会食事代			2	4	0	2	1	4	R6/6/28	香港亭	埼玉県越谷市南越谷1-2876-1越谷サンシティ1F	
11	懇親会食事代			5	3	5	0	6	R6/12/6	香港亭	埼玉県越谷市南越谷1-2876-1越谷サンシティ1F		
	この頁の小計			1	1	8	7	2	8	6			
	その他の支出					9	6	0	0				
	合 計			1	1	9	6	8	8	6			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預 金 (普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸 付 先 ご と の 残 高 が 100 万 円 を 超 え る 貸 付 金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 100 万 円 を 超 え る 敷 金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 施 設 の 利 用 に 関 す る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借 入 先 ご と の 残 高 が 100 万 円 を 超 え る 借 入 金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年4月13日

政治団体の名称 税理士による黄川田仁志後援会

会計責任者の氏名 猪股 重人

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

令和7年4月12日

税理士による黄川田仁志後援会

代表 原 寿 基 殿

登録政治資金監査人

宮本 克二

登録番号 第 5177 号

研修修了年月日 平成 28 年 12 月 5 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による黄川田仁志後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、作業スペースの不足等のやむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると判断したため、政治資金監査人の事務所（埼玉県越谷市赤山町5-9-3）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

税理士による黄川田仁志後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上